

AI 関連制度整備の世界的潮流

ロボット/AI & ヨーロッパニュースレター

2026 年 1 月 9 日号

執筆者:

津田 麻紀子

m.tsuda@nishimura.com

藤井 康次郎

k.fujii@nishimura.com

I はじめに

昨年 9 月に発足した、内閣総理大臣を本部長、全閣僚を構成員とする人工知能戦略本部において、同年 12 月 19 日、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針」（いわゆる「AI 指針」）¹が決定されるとともに、同月 23 日には「人工知能基本計画」²が閣議決定された。これらはその根拠規定を定める「人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する法律」（令和 7 年法律第 53 号、同年 5 月 28 日成立、9 月 1 日施行。いわゆる「AI 法」）とともに、我が国の AI 関連の国家戦略の三本柱として築かれたものであり、さらには予算措置として経済産業省が国産 AI 開発に巨額の投資を行う可能性が報道される³などの期待感とともに、2026 年がスタートしているところである。

II 人工知能基本計画

このうち、人工知能基本計画は、AI 法第 18 条に基づき策定された人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画である。同法の制定時より掲げられていた「世界で最も AI を開発・活用しやすい国」というテーマで通底された、国の AI 関連施策の基本的な方向性を定めるものであり、「イノベーション促進とリスク対応の両立」、「アジャイルな対応」及び「内外一体での政策推進」という 3 つの原則、並びに、①AI 利活用の加速的促進「AI を使う」、②AI 開発力の戦略的強化「AI を創る」、③AI ガバナンスの主導「AI の信頼性を高める」、④AI 社会に向けた継続的変革「AI と協働する」という 4 つの基本的な方針に従った内容となっている。

III AI 指針

AI 指針は、AI 法第 13 条に基づき国が整備したものであって、全ての主体における AI の研究開発及び活用の適正な実施に係る自主的かつ能動的な取組を促す上で基本的な考え方として、この AI 指針は G7 で合意した「広島 AI プロセス」の国際指針や国際行動規範⁴等の国際的な規範を基礎としつつも、日本における AI

¹ [ai_gl_2025.pdf](#)

² [人工知能基本計画～「信頼できる AI」による「日本再起」～](#)

³ [経産省 国産 AI 開発へ 来年度から 5 年間 1 兆円規模の支援検討へ | NHK ニュース | 経済産業省、高市内閣、生成 AI・人工知能](#)

⁴ [成果文書 | 広島 AI プロセス](#)

ガバナンスの基本的な考え方を政府自身が示すものであって、「世界で最も AI を開発・活用しやすい国」を目指す日本独自の観点も示唆されているものである。

同指針は、まず総論的に「我が国における適正性確保に関する基本的な考え方」として日本における基本的な AI ガバナンスの方向性を摘示した上で、「研究開発機関及び活用事業者」、「国及び地方公共団体」、「国民」（一般的な AI ユーザーを含めた AI に関わる人全て）といったステークホルダー毎に特に取り組むことが求められる事項を掲げている。

中身としては、基本的には、広島プロセスの精神及び「AI 事業者ガイドライン」のエッセンスをわかりやすく提示したような内容となっているが、同指針の性質は、人工知能に関する各府省庁等のガイドライン等の上位概念として、より抽象度の高い普遍的な理念を定めるものである。

特に「研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項」においてデータの重要性を強調したことや「国及び地方公共団体が特に取り組むべき事項」の中で行政に明示的にアカウンタビリティを課したこと、「国民が特に取り組むべき事項」において 2019 年に内閣府が打ち立てた「人間中心の AI 社会原則」⁵の精神を再度強調する形のメッセージが入っている箇所については、日本独自のメッセージが発信されていると評価できる。

IV グローバルの状況

以上の国内の最新動向に対し、各国における AI 関連の包括的な制度の整備状況はどうか。

欧州において、AI Act (The EU Artificial Intelligence Act) が 2024 年 8 月に発効したことは記憶に新しいが、そのブリュッセル効果はどのようにになっているのか。

1. 米国

連邦政府の動向としては、バイデン政権下で AI の安全性に関するものなど、いくつかの大統領令を策定していたところ、2025 年 1 月の政権交代後に、既存の AI 政策の中で米国の AI イノベーションの障壁となるような内容を無効にし、米国の AI 分野における世界の主導権を維持・強化するための「AI 分野における米国の指導力に対する障壁を除去する大統領令」⁶を打ち立てたことで各国の AI 規制のトレンドに一定の歯止めをかける効果を有した。その後第二次トランプ政権下では、若年層や教育者への AI 教育の浸透を目指す「米国の若者への AI 教育を前進させる大統領令」⁷や AI の開発強化を推進する「AI アクションプラン」を実行する大統領令⁸を新たに策定し、概して米国の競争優位性を確保するための方向性を示している。

一方で、州法についてはこれまで AI 法制を定めてきたものが複数存在したが、2025 年 12 月 11 日、各州政府の AI 政策についても、連邦全体での統一を目指す方針を示す大統領令が策定⁹された（ただし、当該大統領令により直ちに州法の規制が廃止されるという効果があるものではない）。

⁵ [人間中心の AI 社会原則](#)

⁶ [Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence](#)

⁷ [Advancing Artificial Intelligence Education For American Youth](#)

⁸ [America's AI Action Plan](#)

⁹ [Ensuring a National Policy Framework for Artificial Intelligence – The White House](#)

2. 中国

個人情報やデータの分野では厳格な規制が敷かれてきた中国においては、AI 分野についても、「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズム推薦管理規定」、「インターネット情報サービスにおけるディープ・シンセシス管理規定」、「中国生成型人工知能サービス管理暫定弁法」といった規制が敷かれている。これらの規制は個人情報保護法やサイバーセキュリティ法といった既存のデジタル関連法令を補完するものとして機能している。

具体的には、「インターネット情報サービスにおけるアルゴリズム推薦管理規定」（2021 年 12 月 31 日制定、2022 年 3 月 1 日施行）については、アルゴリズムを悪用した消費者被害に対応するために制定され、アルゴリズム推薦技術（生成 AI をはじめとしたパーソナライズされた情報を提供する技術等を利用するサービス）を提供する者に対してそのアルゴリズムを当局に届け出る義務等を負わせ、ユーザーはかかる技術を使用したサービスであることを知る権利、当該サービスを用いるかどうかを選択できる権利等を有することを定めるものである。

また、「インターネット情報サービスにおけるディープ・シンセシス管理規定」（2022 年 11 月 25 日制定、2023 年 1 月 10 日施行）については、ディープ・シンセシス技術（ディープラーニング等を用いて、テキスト・画像・音声等の情報を生成する技術）であることの表示義務やアルゴリズムの当局への届出義務をサービス提供者に負わせるものである。

「中国生成型人工知能サービス管理暫定弁法」（2023 年 7 月 10 日制定、同年 8 月 15 日施行）については、中国国内の公衆に対して生成 AI サービスを提供する場合について、モデル開発に当たり、学習データの合法性を確保する義務や、真実性等の品質を向上させる義務、生成 AI に基づくコンテンツであることの表示義務等をサービス提供者に負わせるものである。

以上を踏まえるに、生成 AI がもたらし得るリスクに対する個別法のアプローチが複数存在し、反面、「中国製造 2025」や「グローバル AI ガバナンス行動計画¹⁰」に代表される AI を推進する政策も積極的に採られており、規制と促進策の双方が充実している状況と評価できる。

3. 韓国

韓国では、AI 全般に関する基本法である「人工知能の発展と信頼基盤構築等に関する基本法」が 2024 年 12 月 26 日に成立し、2026 年 1 月 22 日までに完全施行予定である。

同法の中では、影響力が強い AI（人命、身体の安全、基本的権利に重大な影響を及ぼす可能性のある特定分野で利用される AI）についての規制が存在し、AI を利用した商品・サービスであることの表示義務、リスクの影響評価を行う義務、AI システムに関する説明責任等が AI 事業者に課されている。

また、生成 AI に関する規制としては、AI 事業者に対する生成 AI が用いられたコンテンツであることの表示義務、ディープフェイク等の悪用時の是正措置、リスクの高い AI に関する安全管理計画の提出義務等が課され、影響力が強い AI と同様、透明性・安全性の確保に重点が置かれている。

これらの規律は、EU AI 法における「ハイリスク AI」及び「汎用目的 AI」に対する規制に類似点が多く、EU AI 法をベースに検討されたものと推測される。

他方で、同法の中には AI 産業の育成支援に係る規定も多分に存在し、日本の AI 法のような政府の体制構築

¹⁰ [Global AI Governance Action Plan_Ministry of Foreign Affairs of the People's Republic of China](#)

に係る規定も含まれている点は注目に値する。例えば、国家 AI 基本計画の策定に関する規定や AI 安全研究所（いわゆる AI Safety Institute : AISI）の設置に関する規定が存在する。

同法全体がその対象となる AI の範囲を特定のモデルに制限していないことや、規制と促進の両面からの規定を有することに鑑みれば、グローバルに見てもあまり多くない包括的・横断的な AI に関する基本法の整備をいち早く成し遂げた国であると評価することができる。

4. ベトナム

ベトナムにおいては、2025年12月10日、「人工知能法」を可決し、2026年3月1日から施行される予定である。

同法は、「人間中心の原則」、「リスク管理とイノベーション促進のバランス」及び「デジタル主権の維持と国際的統合」を3つの基本原則として掲げ、AIに関する包括的な制度整備を行うものである。

具体的規律としては、AIシステムのリスクレベルに応じた情報管理の実施（リスクが高いとされたAIシステムについては、事前に安全評価を実施する義務がある）や生成AIを用いたコンテンツであることの表示義務等が存在する。

これらの規制に加えて、同法はAI活用を促進するための定めも置いており、サンドボックス制度や、AIを導入・研究開発を行うに当たっての経済的支援に係る規定が存在する。

同法を概観するに、特にリスクベースアプローチと汎用的なAIとを分類した規律の構造、及びサンドボックス制度の導入については、EU AI法との類似性が見られる要素であるが、開発促進策については、日本の法制との類似性を指摘する見方もあるところである¹¹。

5. イギリス・カナダ・ブラジル

イギリスにおいては、2023年11月、「AI規制法案」（Artificial Intelligence (Regulation) Bill）が貴族院に提出された。その中にはAI関連の規制を行う政府機関（AI Authority）の設置や学習データの透明性確保義務、AI事業者における責任者の任命義務、規制のサンドボックス制度等の各種規定が含まれていたが、2024年7月の政権交代を受けて、イノベーション促進に舵を切る「AI Opportunities Action Plan」¹²との戦略を掲げた。

その後も2025年3月にAI規制法案が再度議員立法として提出され、検討は継続して行われてはいたものの、2025年12月には、米国の方針に歩調を合わせ、より大規模な法案として中期的に内容を再検討するべく、AIに関する規制は当面見送られているとの情報がある¹³。

また、カナダにおいては、2022年6月、デジタル憲章実施法（Digital Charter Implementation Act）¹⁴の中で、新たに「AI及びデータ法」（Artificial Intelligence and Data Act）を制定する内容を含む法案が公表された。同法案の中では、健康、安全、人権に悪影響を与える可能性のあるAIシステムを「ハイインパクトAIシステム」と定義し、リスクの影響評価等の義務を定めるなど、包括的なAI規制とも見られる規律が

¹¹ [Vietnam's first AI Law to take effect from March 2026](#)

¹² [AI Opportunities Action Plan - GOV.UK](#)

¹³ [UK Delays AI Regulation Plans Amid Shift in Strategy - London Daily](#)

¹⁴ [Digital Charter Implementation Act, 2022](#)

含まれていた。

しかしながら、同法案については成立に至らず、2026年1月現在も、何らかの形でAI関連の法案を策定する作業が進められているとの情報も存在するが、その方向性は公表されていない。

さらに、同じくブラジルについても、同様にAIに関する法案が議論されたことはあったが、制定には至っていない状況である。

6. 欧州

EU AI法そのものの内容についてはニュースレター2024年7月16日号等に詳述されているが、同法についても見直しがなされており、2025年11月19日に公表されたDigital Omnibus¹⁵により、規律の簡素化が図られている。

具体的には、EU AI法のうちハイリスクAIシステムに関する規制についての最大16ヶ月の適用開始の延期、中小事業者の手続簡略化の特例対象の拡大、AIリテラシーの強化、自動車業界等における規制のサンドボックス活用範囲の拡大、AIオフィスの権限強化等の要素が含まれる。

このように、グローバルで先駆的な規制法を制定したEU自身が政策を変容させていることや各国の立法状況に鑑みると、数年前はAIのもたらし得るリスクに着目した政策立案がなされていた一方で、直近の動向としては全世界的に様々なイノベーション促進策がとられるなどして規制緩和傾向にあると評価することもできる。

総合して、欧州と類似の制度導入している国が韓国の他には見られないという観点ではブリュッセル効果はAI分野においてはあまり色濃くはないと考えられるが、イノベーション促進に対する重きを置く方向性については、各国に共通するところも少なくないといえる。

7. その他

その他の主要国においては包括的・横断的なAI法制に関する目立った動きは現状見られないが、シンガポールのように敢えて立法を行わず、イノベーション促進のため、ガイドライン等のソフトローを通じたAIガバナンスの実装を目指す国も存在する。

V おわりに

以上の多種多様なグローバルの潮流や、特定の動向をリードする国や地域があるものではない情勢を踏まえ、日本の直近の動きに再度目を向けてみると、イノベーション促進とリスク対応という「攻め」と「守り」の両面を追求し、速やかに制度整備及び政府における体制構築を行ったことは、「広島AIプロセス」の主導国として一定のプレゼンスを示しているのではないかと評価できる。

無論、日本の制度の方向性も現状のまま固定化されたものではない。AI法自体がその附則第2条において見直し規定を入れて示唆しているように、技術発展の著しいAIのような領域においては、常に制度についても

¹⁵ COM (2025) 837 final (<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/digital-omnibus-regulation-proposal>) 参照。デジタル規制の改正立法提案を行うもので、AI法改正を内容とする Digital Omnibus on AI (COM (2025) 836) と、データ法、GDPR その他の規則・指令の改正・廃止を内容とする Digital Omnibus (COM (2025) 837) の二種類の内容を含む。

不断の見直しが必要となる。

今後も、現状では予測ができない機能を有する AI モデルの登場や、何らかのインシデントが発生する等の事情の変更により、特定の範囲の AI モデルについて日本においても何らかの規制が敷かれる可能性や、個別法令の中で AI に関する規律が導入されていく可能性は十分に存在すると思われる。

そのような制度整備を迅速に行うという観点からも、政府一丸となった人工知能戦略本部における今後の議論の発展が期待され、また民間関係者からの適時適切な情報共有等が望まれるところである。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com